



大切だから私はすすんでこの一票

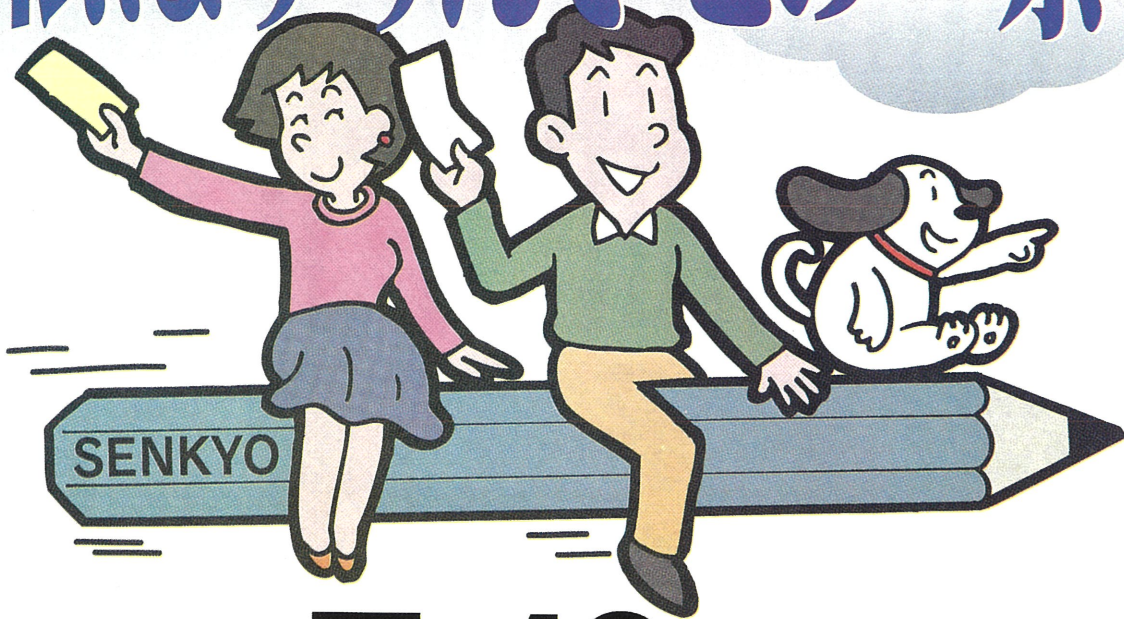


第18回 参議院議員通常選挙

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

第18回 参議院議員通常選挙

大切だから 私はすすんでこの一票



7月12日

あさ7時から

2時間のびて

よる8時まで

投票用紙には、
選挙区は候補者名を
比例代表は政党等名を書いて下さい

投票用紙の色は、
選挙区はうすい黄色
比例代表は白色

投票の順序は、
選挙区
比例代表の順です

投票上の注意

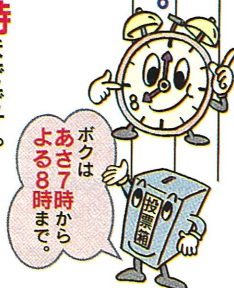
● 投票の順序は、
選挙区
比例代表の順です

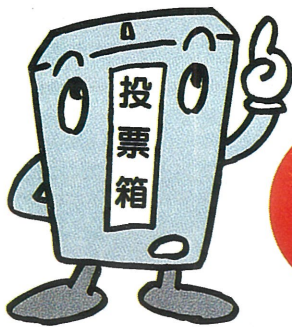


仕事
用事
旅行
冠婚
葬祭
入院中
病気
出産
引越

投票に行きたいけど行けない！
こんなときは不在者投票へ！

投票時間、
しやすくなりました。
投票時間が、
2時間延長されました。
新しい投票時間は、
午前7時から午後8時までです。
行楽帰り、夕食後でも投票できます。
● 小さなお子様と一緒に投票所に入ることができますようにしました。





参議院の役割ってどんなもの？

日本の国会は、衆議院と参議院の2院制を採用しています。その理由としては、

① 私たちの多様な意見と利益をできるだけ広く反映させることができる。

② 相互に協力、補完、抑制することによって、国政上の重要課題を誤りなく処理できる。等があげられます。

そのために、議員の任期、解散の有無、選挙制度、被選挙権の年齢などの点で差異を設けています。

例えば、衆議院議員が任期4年で解散があれば任期途中でも資格を失うのに対し、参議院議員の任期は6年で参議院の解散はありません。

このような違いによって、衆議院は国民の意思や世論をより強く反映でき、参議院は長期的な視点で調査・審議ができるといった特色を持つようになっています。したがって2つの議院が私たちの思いや願いを代表するということではまったく同じですが、参議院はその特色を活かしながら大切な役割を果たしているのです。

私たちの一票で私たちの意見を参議院に反映させましょう。

ご存じですか？

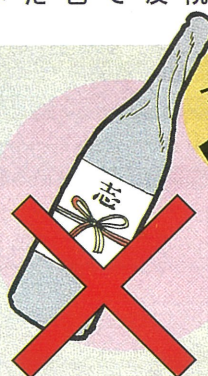
明るい選挙のための

三ない運動

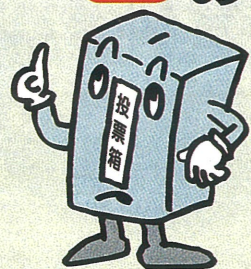
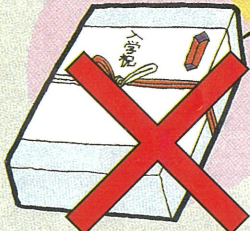
贈 らない！



求 めない！



受 け取らない！



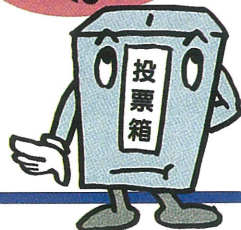
政治家の寄附は、公職選挙法で禁止されています。有権者が寄附を求めるとも禁止されています。

政治家(候補者、立候補予定者を含む)が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されており違反すると処罰されます。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

禁止されている寄附の例

- お中元・お歳暮
 - 入学祝・卒業祝
 - 病氣見舞い
 - 町内会の集いや旅行への寸志
 - 地域のお祭りへの差入
 - 落成式や開店祝の花輪
- 政治家が寄附禁止の規定に違反して罰せられると、公民権停止の対象になります。

連座制って、なに？



政治家は、きれいな選挙の実現に厳しい責任を負っています。

連座制とは

連座制とは、候補者等と一定の関係にある者(連座対象者)が、買収等の罪を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者等が買収等の行為に関わっていても、候補者等について、その選挙の当選を無効とするとともに5年間の立候補制限を科す制度です。

連座対象者とは

- ① 総括主宰者
- ② 出納責任者
- ③ 地域主宰者
- ④ 候補者等の親族(候補者等と意思を通じて選挙運動をしたもの)
- ⑤ 候補者等の秘書(候補者等と意思を通じて選挙運動をしたもの)
- ⑥ 組織的選挙運動管理者等

選挙についてのきまりを守り、明るい政治を実現しましょう！